

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ REACH 規則の新たな SVHC として 2 物質を追加

2) 内容

- ・ 2023 年 6 月 14 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 2 物質の追加について公表した。
 - Diphenyl (2, 4, 6-trimethylbenzoyl)phosphine oxide
(生殖毒性、CAS No. 75980-60-8)
 - Bis(4-chlorophenyl) sulphone
(vPvB、CAS No. 80-07-9)
- ・ 今回は第 29 次で合計 235 物質になると思われるが、現時点では技術的な問題が解決されるまで Candidate List でなく別掲載とされている。

3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・ 2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となりました。
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ SVHC の URL
https://echa.europa.eu/documents/10162/25939852/cl_update_20230614_en.pdf/d5643de3-f539-b678-1bb2-8d49832fb356?t=1686731442185

6) その他

- ・ なし